書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字下方456番地１
破産者　有限会社とくい商事
異議申述期間　平成26年８月25日まで
平成26年６月24日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
宮崎県日南市吾田東９丁目３番30―202号、開始決定時の住所宮崎県日南市大字下方456番地１
破産者　德井　義幸
異議申述期間　平成26年８月25日まで
平成26年６月24日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
宮崎県日南市吾田東９丁目３番30―202号、開始決定時の住所宮崎県日南市大字下方456番地１
破産者　德井　純子
異議申述期間　平成26年８月25日まで
平成26年６月24日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０４８号
東京都港区南青山３丁目８番37号
清算株式会社　株式会社リンク・イノベーション
代表清算人　池田　龍哉
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第５号
滋賀県守山市立入町334番地の１
清算株式会社　富士ライン株式会社
代表清算人　磯田　光男
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１０号
大阪市中央区日本橋２丁目９番13号
再生債務者　タムラ株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成26年６月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年８月26日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年８月12日
平成26年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再）第２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１号
再生債務者　株式会社サエラ
１　決議に付する再生計画案　平成26年５月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年８月28日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年８月14日
平成26年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
長野県大町市平22548番地
再生債務者　株式会社ヤナバ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月23日　長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１４号
千葉県印西市小林1605番地17
再生債務者　堀口　欣成
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月24日から平成26年８月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第４２号
石川県金沢市石引２―７―７
再生債務者　不破　行大
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月25日から平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４３号
埼玉県所沢市岩岡町648番地の20
再生債務者　不破　孝子
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月25日から平成26年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４５号
埼玉県所沢市大字上安松705番地の32
再生債務者　福囿　卓也
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月28日から平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第７号
岐阜県土岐市駄知町2517番地の８
再生債務者　佐野　伸二
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月28日から平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（再イ）第９１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字梨ノ木54番地９、住民票上の住所名古屋市港区木場町８番地の４ロフティ木場シー・ガーデン402号
再生債務者　神谷　直美
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第９２号
名古屋市北区玄馬町231番地　三重交通寮本館507号
再生債務者　稲垣　耕士
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第８号
愛知県一宮市城崎通６丁目18番地６
再生債務者　宮田　　太
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第１３号
三重県桑名市赤尾台４丁目３番地９
再生債務者　中村　重雄
１　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月28日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２６年（再イ）第１２７号
札幌市北区北20条西２丁目２番38―402号
再生債務者　久保杉朋孝
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月29日から平成26年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部